

経営事項審査を受審される建設業者の皆様へ

「経営事項審査の再審査について」

以前より、当課ホームページ等でお知らせしておりましたとおり、平成23年4月1日より、経営事項審査の審査項目の一部改正が行われます。

これに伴いまして、平成23年3月31日までに現行の基準で経営事項審査の結果を受けた方向けに、今回改正される新基準での再審査を下記のとおり実施することといたしました。

記

1、再審査の対象者

平成23年3月31日までに、経営事項審査を完了し、再審査申請時点で、結果通知書の有効期間が残っている茨城県知事許可業者。

ただし、再審査の申請については任意となりますので、希望されない場合は、申し込み不要です。

2、再審査の実施時期

平成23年4月1日から平成23年7月29日までの指定日

指定日については、決定次第、別途お知らせいたします。

3、再審査の申し込み方法

通常審査と同様、「経営規模等評価等申込票」(往復はがき)により、申し込んでください。ただし、通常審査と区別するために、申し込み面に朱書きで【再審査】と記載してください。

4、再審査に係る手数料について

再審査については、無料とさせていただきます。

5、その他の注意事項

- ・ 申請書の記載については、記入例を参考にしてください。
- ・ 今回、再審査の対象になるのは、改正に関わる部分となりますので、対象業種や技術者などの前回の申請内容の修正はできません。

- ・ 4月以降、技術者の雇用期間の基準が改正になる関係で、再審査の際に、基準を満たさなくなった一部の技術者については、技術職員名簿から削除させていただく場合があります。
4月以降の新基準では、技術者に求められる雇用期間については、審査基準日から6ヶ月超となります。
- ・ すでに平成23・24年度茨城県建設工事入札参加資格を申請している方は、再審査後に発行された経営事項審査結果を送付していただく必要はございません。
- ・ 経営状況分析については、再度受けていただく必要はありません。(ただし、前回のコピーを添付してください。)
- ・ 茨城県が行う再審査については、茨城県知事許可業者を対象しておりますので、県内に本店を置く大臣許可業者の方は、関東地方整備局に確認してください。

監理課建設業担当